令和6年9月2日（月）

大分県商工観光労働部商工観光労働企画課

# 「大分県における中小企業者のための官公需確保対策等について」

## １．大分県中小企業活性化条例（H25.3 月制定、H29.12 改正）について

中小企業・小規模事業者の重要性を理解した上で、県や市町村の行政、商工団体、金融機関、大学、大企業等の各主体が協力・連携し、県内中小企業・小規模事業者を応援し、県経済の活性化と発展に繋げることを目指した条例

## ２．大分県の入札情報・発注方法等について

・県HPで入札情報のページを集約したページを作成
・庁内・市町村への中小企業・小規模事業者の受注機会増大にかかる協力依頼（年２回）
・指名競争入札及び随意契約では、公平性、透明性、競争性を確保しつつ、県内企業を優先し、かつ地域性を考慮して指名
・用品要求や工事をはじめとした一般競争入札では、可能な限り地域要件を考慮

## ３．トライアル発注制度について

受注拡大に意欲的で技術力のある県内企業の支援を行うため、新たな事業分野の開拓を図る中小企業者（新規創業者含む）の生産した新商品等を認定し、県が当該新商品を随意契約で購入することを可能にする制度

## ４．公共工事における施工時期の平準化に向けた取組について

・ゼロ県債、補正予算の前倒し執行、早期繰越承認、債務負担行為等を積極的に活用

## ５．官公需契約実績額等について

中小企業・小規模事業者のチカラを大分県の原動力に！

# 大分県 中小企業活性化条例

## がんばる中小企業・小規模事業者をみんなで応援します！

県民の皆さんをはじめとする地域社会が、中小企業・小規模事業者の重要性を理解し、関係する様々な主体が協力・連携し、中小企業・小規模事業者が頑張ることを、みんなで応援することにより、県経済の活性化と発展に繋げることを目指します。

## 中小企業・小規模事業者は大分県経済の主役！

**中小企業**は、県内企業約３万７千社のうち、99.9%を占めており、雇用者数で８割を超えるなど、県経済を支える主役というべき存在です。

さらに、中小企業のうち、約86%は従業員20人以下（サービス・小売業等は５人以下）の**小規模事業者**が占めています。

中小企業・小規模事業者は、地域活動への貢献や、細やかな地域のニーズに応えるなど、地域の経済や社会にとって無くてはならない存在です。

― 県内規模別企業数 ―

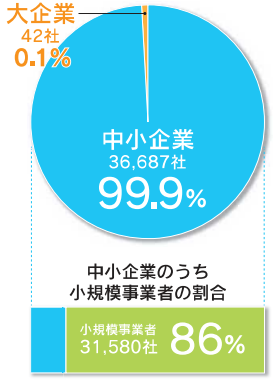


（2017年 中小企業白書）

| 業種 | 中小企業者（下記のいずれかを満たすこと） | | 小規模企業者 |
|---|---|---|---|
| | 資本金の額又は出資の総額 | 常時使用する従業員の数 | 常時使用する従業員の数 |
| ①製造業、建設業、運輸業その他の業種（②～④を除く） | 3億円以下 | 300人以下 | 20人以下 |
| ②卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 | 5人以下 |
| ③サービス業 | 5,000万円以下 | 100人以下 | 5人以下 |
| ④小売業 | 5,000万円以下 | 50人以下 | 5人以下 |

## 小規模事業者への支援強化のため、条例を一部改正しました。

＊急速な人口減少や高齢化が進んでおり、さらには第４次産業革命といった技術革新など、中小企業・小規模事業者は、これまでにない経営環境の変化に直面しています。

＊特に、小規模事業者は、後継者不足により、黒字でありながら廃業してしまう事業者も多く、急速に地域の活力が失われてしまうことが心配されています。

＊地域社会・経済に欠かせない存在である小規模事業者が、今後も事業を維持･発展させることができるよう、「事業の持続的発展」を基本理念に追加するとともに、支援施策を強化するため条例を改正しました。

（平成29年12月22日改正）

### 小規模事業者の課題に対応したきめ細かな支援を行います。

- 小規模事業者の生産性向上（販路開拓、新商品開発、経営効率化等）、事業承継、人材確保・育成　等の支援強化
- 小規模事業者に寄り添った「伴走型」の支援を行う商工団体の体制強化

## 推進体制について

中小企業・小規模事業者の振興施策を推進するため、本条例に基づく委員会を設置し、計画を定め、県民の皆さんの意見を聞きながら、取組を進めていきます。

### 中小企業活性化条例推進委員会【第19条】

**構成**　中小企業･小規模事業者、商工団体、金融機関など、条例の各主体の代表者20名程度で構成

**内容**　①計画（施策の方向性）の策定
②数値目標の設定･評価
③その他意見の聴取

### 中小企業や関係者の意見【第19条】

**商工労働部500社企業訪問**　毎年春と秋に500社ずつを目標に企業を訪問し、様々な声を聴き施策に反映させることを目指す。

**地域懇話会**　毎年、県内６カ所において、地域の中小企業･小規模事業者や市町村、商工団体等との意見交換会を開催。

### おおいた産業活力創造戦略【第20条】

- 施策の方向性を示すものとして毎年策定
- 戦略に基づき施策を展開

# 大分県 中小企業活性化条例とは

大分県では、経済･社会の主役である中小企業･小規模事業者が、今後も意欲を持って活躍していけるよう、「中小企業・小規模事業者が元気を出せる」、「中小企業・小規模事業者が誇りを持てる」、「中小企業･小規模事業者を皆で支える」ことを目指す、大分県中小企業活性化条例を制定しています。

## わたしたちの役割は？

### 中小企業･小規模事業者

- 自主的な創意工夫により、事業の維持・発展や人材育成に努めましょう。
- 事業活動を通じて、地域社会に貢献することに努めましょう。

### 中小企業支援団体

- 中小企業に対し、経営改善及び創業支援に努めましょう。
- 特に、小規模事業者に寄り添った伴走型の支援に努めましょう。

### 市 町 村

- 県及び他の市町村と連携し、中小企業・小規模事業者の振興に関する施策を実施するよう努めましょう。

### 金融機関

- 中小企業・小規模事業者の円滑な資金調達と経営改善へ協力するよう努めましょう。

### 大 企 業

- 中小企業・小規模事業者に対し、事業機会の拡大や技術力の向上のために協力するように努めましょう。

### 大 学 等

- 中小企業・小規模事業者の研究や人材育成等に協力するように努めましょう。

### 県　　民

- 中小企業・小規模事業者と地域社会は、互いに助け合う必要があります。地域の店舗の利用や県産品の購入など、県内中小企業・小規模事業者の振興のために積極的に協力しましょう。

# なぜ条例が必要なの？

- 県経済の主役である中小企業・小規模事業者は、私たちに身近なモノやサービスの提供だけでなく、雇用の場としても重要な役割を果たしています。
- 地域活動の担い手としての役割も大きく、人口減少や高齢化が進む中で、中小企業・小規模事業者が地域で元気に頑張ることが、その地域にも大きな活力をもたらします。
- 県民や関係機関の理解と協力のもと、支援体制を整えることにより、中小企業・小規模事業者が元気に活躍し、活力ある大分県を築くために、条例を制定しています。

## 県はどんなことをするの？

県は、中小企業･小規模事業者が意欲を持って、元気に頑張ることができるよう、関係機関と連携のうえ、積極的な支援施策を展開します。

### 1 経営基盤の安定

- ITを活用した経営効率化の促進、販路開拓、円滑な資金調達、事業承継等を支援します。

### 2 経営の拡大と新分野への進出

- 産学官連携による新技術や新商品開発を支援します。
- サービス産業の生産性の向上を図ります。
- クリエイティブ産業の振興や、大分県版第４次産業革命の推進を図ります。

### 3 創業の促進

- 創業の支援体制の充実を図ります。
- 創業のための事業計画策定や資金調達を支援します。

### 4 人材の確保･育成と働き方改革の推進

- 働き方改革による魅力ある職場づくりを推進します。
- 若年人材の確保や、キャリア教育の充実を支援します。
- 後継者の育成や技能継承を促進します。
- 多様な人材（女性、シニア、外国人、障がいのある人）の活躍を促進します。
- ワーク・ライフ・バランスを推進します。

### 5 中小企業の活用による地域内の経済循環の創出

- 中小企業・小規模事業者の技術・製品をPRします。
- 地域資源の活用や、県産商品の消費拡大を推進します。
- 柔軟な発注方法による中小企業・小規模事業者の受注の拡大を図ります。

### 6 小規模事業者の事業の持続的な発展

- 小規模事業者の生産性向上（販路開拓、新商品開発、経営効率化等）を支援します。
- 小規模事業者の円滑な事業承継や人材確保を支援します。
- 小規模事業者を伴走型で支援をする商工団体の体制整備に努めます。

# 大分県中小企業活性化条例

（平成25年3月29日条例第17号）
改正：平成29年12月22日条例第41号

【前文】

本県の中小企業は、全企業数の99パーセント以上を占めるとともに、雇用数においても８割超を担う等、経済・社会の主役ともいうべき極めて重要な存在である。

本県では、古くから、豊かな水や米を活かした醸造業をはじめ、温泉を活用した旅館業やリアス式地形を利用した造船業等、地域の資源を活かした中小企業が各地域の経済を支えてきた。その後、新産業都市やテクノポリスの指定により、鉄鋼、石油、化学、半導体、電気等の企業が立地し、近くは、自動車、精密機器等の大型企業が立地したが、こうした多様な進出企業が存在する強みを活かして、地場の中小企業もその活躍の場を広げている。

しかしながら、中小企業の大半は従業員20人以下の小規模企業であり、経営基盤の脆弱さ等の課題を抱えるとともに、経営者の高齢化や後継者不足により、休廃業・解散の件数が高い水準にあるなど、厳しい状況に置かれている。また、商業、サービス業の分野でも、県民生活に密接に関わってきた地域の商店街や商店は、大型店の出店や人口の減少等により、衰退傾向に歯止めがかからず、県民の消費活動にも影響が生じている。

こうした困難な状況にある中小企業ではあるが、大企業とともにサプライチェーンの重要な一角を担い、意思決定の早さや顧客へのきめ細かな対応力、個性に富んだ技術・商品力といった、中小企業ならではの大きな強みを持っている。これらの特長を伸ばして、トップメーカーやオンリーワン企業に成長し、県経済の新たな牽引役となる中小企業も出てきている。また、小規模企業は、地域における多様な需要への対応や、固有の技能及び知識による大企業等では対応が困難な製品・サービスの提供など、地域経済や県民生活を支える大切な役割を担っている。

加えて、中小企業は、日々の防犯活動や災害時の協力等、地域社会の安全・安心に貢献するとともに、地域振興活動や伝統文化継承等を通じて、地域活力の担い手としての役割も果たしていることを忘れてはならない。

私たち県民は、中小企業が経済や雇用面のみならず、県民生活や地域社会に不可欠な存在であり、中小企業の活力が大分県の活力の源になっていることを理解し、中小企業の活力の向上と小規模企業の持続的な発展に協力していく必要がある。

このような認識に立ち、将来にわたり「中小企業が元気を出せる」、「中小企業が誇りを持てる」、「中小企業を皆で支える」大分県を目指すことを決意し、この条例を制定する。

## 第１章　総則

【目的】

第１条　この条例は、中小企業の振興に関し、基本理念、県の責務等及び施策の基本となる方針を定め、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、中小企業の活性化を図り、もって県経済の持続的発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

【定義】

第２条　この条例において「中小企業」とは、次の各号のいずれかに該当するもので、県内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有するものをいう。

(1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第１項に規定する中小企業者

(2) 前号に規定する中小企業者の事業の共同化のための組織

２　この条例において「小規模企業」とは、中小企業基本法第２条第５項に規定する小規模企業者で、県内に事務所等を有するものをいう。

３　この条例において「中小企業支援団体」とは、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他中小企業の支援を行う団体で、県内に事務所を有するものをいう。

４　この条例において「金融機関等」とは、銀行、信用金庫、信用協同組合その他金融の業務を行う事業者で、県内に本店又は支店を有するもの及び信用保証協会をいう。

５　この条例において「大企業」とは、第１項第１号に規定する中小企業者以外の事業者（会社及び個人に限る。）で、県内に事務所等を有するものをいう。

６　この条例において「大学等」とは、県内の大学、高等専門学校及び研究機関をいう。

【基本理念】

第３条　中小企業の振興は、中小企業の自主的な努力及び創意工夫を尊重して推進されなければならない。

２　中小企業の振興は、豊かな自然、豊富な人材、多様な技術、バランスの取れた産業構造その他本県が有する資源を総合的に活用して推進されなければならない。

３　中小企業の振興は、県、中小企業支援団体、市町村、金融機関等、大企業及び大学等が中小企業とともに相互に連携して推進されなければならない。

４　中小企業の振興は、特に小規模企業の事業の持続的な発展が図られるよう経営面及び資金面に配慮するほか、中小企業の経営規模を勘案して推進されなければならない。

【中小企業の自助努力】

第４条　中小企業は、自ら意欲を持って創意工夫を重ね、事業活動の維持改善及び人材育成に努めるとともに、その事業活動を通じて地域社会に貢献するよう努めるものとする。

【県の責務】

第５条　県は、第３条に定める基本理念にのっとり、関係者と連携し、中小企業の振興に関する施策を積極的に実施するとともに、その施策の推進に当たり、必要

な情報の収集及び提供を行うものとする。

【中小企業支援団体の責務】

第６条　中小企業支援団体は、中小企業に対し、その事業活動に必要な情報を提供するとともに、経営改善及び創業の支援を行うものとする。

２　中小企業支援団体は、小規模企業の課題を自らの課題として捉え、小規模企業とともに、その振興に主体的に取り組むものとする。

【市町村の役割】

第７条　市町村は、県及び他市町村と連携し、中小企業の振興に関する施策を実施するよう努めるものとする。

【金融機関等の役割】

第８条　金融機関等は、中小企業の円滑な資金調達及び経営改善に協力するよう努めるものとする。

【大企業の役割】

第９条　大企業は、自らの事業活動における中小企業の重要性を認識し、中小企業に対し、事業機会の拡大及び技術力の向上のための協力その他必要な協力を行うよう努めるものとする。

【大学等の役割】

第10条　大学等は、中小企業が行う研究及び人材育成のための協力その他必要な協力を行うよう努めるものとする。

【県民の理解と協力】

第11条　県民は、中小企業の振興が、県経済の発展、雇用の創出及び県民生活の向上につながることを理解し、地域商店の利用、県内製品の活用その他の活動を通じて中小企業の振興に協力するよう努めるものとする。

## 第２章　中小企業の振興に関する基本的施策

### 第１節　基本方針

【基本方針】

第12条　県は、次に掲げる中小企業の振興に関する基本的な方針に基づき、必要な施策を講ずるものとする。

(1)　中小企業の経営基盤の安定を図ること。

(2)　中小企業の経営の拡大及び新分野への進出を促進すること。

(3)　創業を促進すること。

(4)　中小企業の人材の確保及び育成並びに働き方改革（働き方の見直しによる、労働環境の改善、生産性向上等を図る取組をいう。以下同じ。）を促進すること。

(5)　中小企業の活用により地域内の経済循環を創出すること。

(6)　小規模企業の事業の持続的な発展を図ること。

### 第２節　中小企業の振興に関する施策（第 13 条～第 21 条）

【経営基盤の安定】

第13条　県は、中小企業の経営基盤の安定を図るため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

(1)　経営に関する相談及び指導の充実

(2)　情報技術を活用した経営効率化の促進

(3)　販路開拓の支援及び取引のあっせん

(4)　円滑な資金調達の支援

(5)　円滑な事業承継の促進

(6)　個別企業に対する支援体制の強化

【経営の拡大及び新分野への進出】

第14条　県は、中小企業の経営の拡大及び新分野への進出を促進するため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

(1)　産学官連携等による新技術及び新商品の開発の支援

(2)　取引拡大に向けた新たな産業集積の促進

(3)　総合産業としてのツーリズムの振興

(4)　農商工連携の促進

(5)　市場動向に応じた海外展開の支援

(6)　サービス産業の生産性向上の支援

(7)　創造的な発想及び革新的な技術並びにこれらを有する人材の活用の促進

【創業の促進】

第15条　県は、創業を促進するため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

(1)　創業に関する機運の醸成及び相談体制の充実

(2)　創業のための事業計画策定及び資金調達の支援

【人材の確保及び育成並びに働き方改革の促進】

第16条　県は、中小企業の人材の確保及び育成並びに働き方改革を促進するため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

(1)　若年人材の確保及び雇用のミスマッチの解消

(2)　キャリア教育の充実及び中小企業における人材の資質の向上

(3)　後継者の育成並びに技術及び技能の継承の促進

(4)　女性、高齢者及び障害者が就労しやすい環境の整備

(5)　ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和をいう。）の促進

(6)　下請取引の適正化

(7)　外国人材の活躍の促進

【中小企業の活用による地域内の経済循環の創出】

第17条　県は、中小企業の活用により地域内の経済循環を創出するため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

(1)　中小企業の製品、技術及びサービスに関する情報の提供

(2)　県内の農林水産物、鉱工業品その他地域資源の活用及び県産商品の消費拡大の推進

(3)　柔軟な発注方式による受注機会の拡大

【小規模企業の事業の持続的な発展】

第18条　県は、特に小規模企業の事業の持続的な発展を図るため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

(1)　小規模企業の生産性向上の支援

(2)　小規模企業の円滑な事業承継及び人材確保の支援

(3)　小規模企業の支援を行う中小企業支援団体の体制整備の支援

【意見の聴取】

第19条　県は、中小企業の振興に関する施策を推進するに当たっては、中小企業をはじめとする関係者の意見を広く聴くこととし、意見聴取の場の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

【計画の策定】

第20条　県は、中小企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、中小企業の振興に関する計画を策定し、公表するものとする。

【財政上の措置】

第21条　県は、中小企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

附則　　この条例は、公布の日から施行する。

# 条例のココロ

## 《 目　　的 》

中小企業・小規模事業者の振興に関する施策を総合的・計画的に推進することで、その活性化を図り、県経済を持続的に発展させ、県民生活を向上させることを目的としています。

## 《 基本理念 》

| | |
|---|---|
| 中小企業の自主的な努力と創意工夫の尊重 | 中小企業・小規模事業者が自ら頑張ることが大事であり、自助努力や創意工夫を尊重し、施策を推進します。 |
| 豊かな地域資源の活用 | 大分県の財産である、豊かな自然や豊富な人材、多様な技術、バランスの取れた産業構造などの地域資源を総合的に活用します。 |
| 関係機関との連携 | 県や中小企業支援団体などの各関係機関が、中小企業とともに相互に連携して施策を推進します。 |
| 小規模事業者の持続的な発展 | 小規模事業者の持続的な発展が図られるよう、経営規模に配慮して施策を推進します。 |

**中小企業・小規模事業者が元気を出せる**
**中小企業・小規模事業者が誇りを持てる**
**中小企業・小規模事業者を皆で支える**

## 大分県を目指していきます。

県民みなさまのご理解とご協力をよろしくお願いします。

お問い合わせ先
大分県商工労働部商工労働企画課
〒870-8501　大分市大手町３丁目１番１号
TEL.097-506-3215（直通）　FAX.097-506-1752
ホームページ：http://www.pref.oita.jp/site/sme/
おおいた商工労働ポータル　検索

日本一の
おんせん県おおいた
味力（みりょく）も満載

平成30年3月

おおいた商工労働ポータル

大分県公式 おんせん県おおいた オンラインショップ

オオイタ カテテ!

おおいた 働きたい女性応援サイト

みつけて ふるさと 大分のしごと情報 FAVOita

# 官公需に関するお知らせ（大分県の入札情報等のページを集約しています。）

ページ番号：0002092206　更新日：2024年6月5日更

Twe

※下記のメニューから探したい項目をクリックしてください。（☆は別サイトへのリンクです）

トップページに戻る

戦略・計画等

- 支援施策ガイドブック
- おおいに産業活力創造戦略
- ☆中小企業活性化条例
- ５００社企業訪問

補助金関係

- 補助金（業種全般）
- 補助金（製造業）
- 補助金（商業・サービス業）

その他支援施策

- 相談・専門家派遣
- 融資等
- 研修・セミナー
- 商談会・展示会・ビジネスマッチング
- その他公募等
- ☆労働相談等（おおいたの労働）
- ☆創業支援(スタートアップセンター)

県内就職支援（働きたい方向け情報）

- 女性、中高年、シニア、外国人、障がい者　等向け
- ☆おおいた働きたい女性応援サイト
- 学生・若年者　向け

働き方改革・人手不足対策、人材育成（企業・事業者向け情報）

- 働き方改革・人手不足対策
- 人材育成

ＯＩＴＡ４．０(IoT、AI、ドローン等の先端技術関係)

- 取組の最新情報

提案競技・入札等

- 提案競技・入札等

各種企業会の紹介

- ☆自動車
- ☆半導体
- ☆食品産業
- ☆医療機器等
- ☆エネルギー産業
- ☆コンビナート

企業立地

- ☆企業立地のご案内

☆物産おおいた

業種から閲覧(しごと・産業)

## 官公需について

1　官公需とは

国、県、市町村等が物品を購入したり、サービスの提供を受けたり、工事を発注することを「官公需」といいます。

中小企業者の官公需の受注機会を増大するために、昭和４１年に「官公需についての中小企業者の注の確保に関する法律（＝官公需法）」が制定されました。

2　契約の基本方針

国は、官公需法第４条に基づいて、中小企業者向けの官公需契約目標や目標達成のための措置を内とする『中小企業者に関する国等の契約の基本方針』を毎年度閣議決定し、公表しています。

また、官公需法第８条では、「地方公共団体は、国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確するために必要な施策を講ずるように努めなければならない」とされています。

（参考）経済産業省ＨＰ「令和６年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」

3　官公需適格組合

官公需適格組合制度とは、要件を満たす事業協同組合等に対して、中小企業庁（各地方経済産業局等）が証明する制度です。官公需適格組合は、国における官公需の入札参加を特例で受けられる可能があります。

この証明を得るには、大分県中小企業団体中央会を通じて、経済産業局に申請する必要があります

官公需適格組合の詳しい内容については、大分県中小企業団体中央会（電話097-506-6331）まで問合せください。

（参考）大分県中小企業団体中央会　「官公需適格組合」　のご案内

（参考）中小企業庁の官公需施策や最新の官公需適格組合名簿について

## 入札情報等

1　大分県における公共工事に関する入札情報

公共工事入札管理室ページ紹介

2　大分県における公共工事以外の入札・コンペ等情報

（１）用度管財課ページ紹介

（２）「大分県入札・コンペ等情報（公共工事関連分を除く）」ページ紹介

3　大分県警察本部における入札情報

大分県警察本部入札公告ページ紹介

4　「官公需情報ポータルサイト（中小企業庁サイト）」

（国・独立行政法人、地方公共団体等がホームページ上に掲載している入札情報を検索するサイト

官公需情報ポータルサイト（中小企業庁サイト）

**このページに関するお問い合わせ先**

商工観光労働企画課
〒870-8501　大分県大分市大手町３－１－１（県庁舎本館７階）
商工団体班
Tel：097-506-3218

Twe

商観労企第１６２号
令和６年５月３１日

各所属長　殿

商工観光労働部長

令和６年度官公需における中小企業・小規模事業者の受注機会の
増大等に係る協力について（依頼）

現在、県内中小企業を取り巻く経営環境は、物価高騰・人手不足等の課題に直面しています。こうした課題を乗り越え、地域経済を持続的発展の軌道に乗せていくためには、中小企業・小規模事業者における価格転嫁のほか、持続的な賃上げ、賃上げの原資確保に向けた投資による生産性向上の取組の強化が欠かせません。官公需発注においても、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図り、その事業活動の活性化を図ることが重要です。

このたび、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和４１年法律第９７号）第４条の規定により、「令和６年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」が閣議決定され、経済産業大臣から別添のとおり通知がありました。

つきましては、同法及び本閣議決定の趣旨を踏まえ、県内中小企業・小規模事業者の受注機会の増大や予算の早期執行、納期・工期の柔軟な対応、迅速な支払の徹底等について一層の御尽力を賜りますようお願いします。

なお、「令和６年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」については、下記経済産業省ホームページにてご覧いただけます。
（https://www.meti.go.jp/press/2024/04/20240419003/20240419003.html）

商工観光労働企画課商工団体班
担当：田中（内線 3217）

（公印省略）

商観労企第１６２号
令和６年５月３１日

各市町村長　殿

大分県商工観光労働部長

令和６年度官公需における中小企業・小規模事業者の受注機会の
増大等に係る協力について（依頼）

現在、県内中小企業を取り巻く経営環境は、物価高騰・人手不足等の課題に直面しています。こうした課題を乗り越え、地域経済を持続的発展の軌道に乗せていくためには、中小企業・小規模事業者における価格転嫁のほか、持続的な賃上げ、賃上げの原資確保に向けた投資による生産性向上の取組の強化が欠かせません。官公需発注においても、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図り、その事業活動の活性化を図ることが重要です。

このたび、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和４１年法律第９７号）第４条の規定により、「令和６年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」が閣議決定され、経済産業大臣から別添のとおり通知がありました。

つきましては、同法及び本閣議決定の趣旨を踏まえ、県内中小企業・小規模事業者の受注機会の増大や予算の早期執行、納期・工期の柔軟な対応、迅速な支払の徹底等について一層の御尽力を賜りますようお願いします。

なお、「令和６年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」については、下記経済産業省ホームページにてご覧いただけます。
（https://www.meti.go.jp/press/2024/04/20240419003/20240419003.html）

商工観光労働企画課商工団体班
担当：田中　TEL 097-506-3218

# トライアル発注制度の概要

平成16年11月の地方自治法施行令の改正により、新たな事業分野の開拓を図る中小企業者（新規創業者含む。）の生産した新商品等について、県が一定の手続きを経て認定することにより、県の各機関が当該新商品等を随意契約で購入することを可能とする制度。
本県では、新事業を展開する中小企業の販路拡大支援を目的に平成17年度より制度化。

- 県内中小企業による新商品開発
- 県の試験的調達・導入
- 有用性、市場性等の評価
- 公的機関での実績
- 販路開拓・受注機会の拡大

**制度スキーム**
①県内中小企業による申請
②認定審査会の開催
③新商品の認定
④県の各機関への認定商品の通知
⑤県の各機関による随意契約

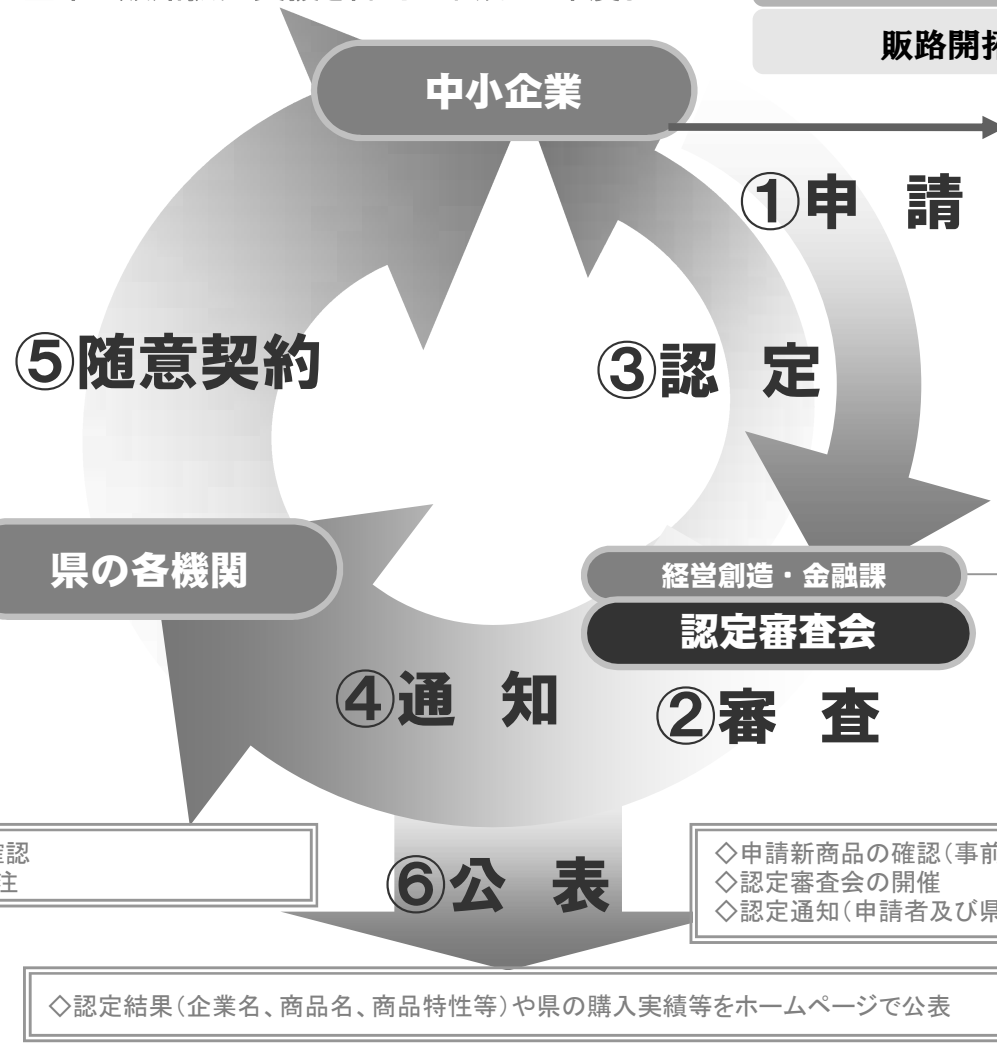


**～申請対象者～**
■県内に本社・本店
■県内で生産
■県で使われる見込み
■一定の基準（経営革新計画の承認など）をクリアした新商品（ソフトウェア・システム・技術・工法を含む）

◇申請新商品の確認（事前調査）
◇認定審査会の開催
◇認定通知（申請者及び県の各機関）

◇認定企業の新商品の確認
◇必要により新商品の発注

◇認定結果（企業名、商品名、商品特性等）や県の購入実績等をホームページで公表

# トライアル発注制度／認定更新一覧（ 直近5年間 / R6.4末月時点 ）

| 年度 | 通算件数 企業 | 通算件数 製品 | 購入実績 | 社名 | 商品名 |
|---|---|---|---|---|---|
| 30 | | | | 申 請 な し | |
| R1 | | 72 | | ㈱イーコンセプト | 組み立て式バイオマスコンロ |
| | 61 | 73 | | ㈱コンクリート・ショップ | 耐震プレキャストコンクリート塀「塀のねっこ」 |
| | | 74 | ○ | ㈱インパクト | 高輝度蓄光ブロックパネル「BLUE IMPACT」 |
| R2 | 62 | 75 | ○ | BIOISM㈱ | ごみ収集・運搬業務に特化した自社開発クラウドシステム『ごみ物語シリーズ』 |
| | 63 | 76 | | ㈱コテガワ | 「からまるネット」（ため池事故防止安全装置） |
| | 64 | 77 | | ㈱カワベ | ロードバイク用駐輪機　カクール |
| | 65 | 78 | | 髙橋塗装㈱ | ロープアクセス工法による外壁診断 |
| R3 | 66 | 79 | ○ | ワークプリント合同会社 | ストーンペーパーを活用した印刷物の提案 |
| R4 | 67 | 80 | | (同)アイ.ジー.シー | コミュニティマネジメントツール「SUITS」 |
| | 68 | 81 | | いくつものかたち(株) | エレベーター用紫外線照射装置「UV-Cるど（ELV-30）」 |
| | | 82 | | いくつものかたち(株) | アルコール検知器用紫外線照射装置「UV-Cるど（ALC-09）」 |
| | 69 | 83 | | (株)デンケン | ECOウォーターサーバー「OISII AIR」 |
| R5 | | | | 申 請 な し | |
| | | | | 現在の認定数 | 4企業　5件 |

# 施工時期の平準化に向けた取組（国土交通省資料）

## 債務負担行為の活用

国土交通省

①年度末における工事量の集中を回避する観点から、工期が１年以上の公共工事のみならず工期が１年に満たない工事についても２ヵ年債を設定すること

②端境期における受注機会の確保を図る観点から、契約初年度に支出を要さない債務負担行為（いわゆる「ゼロ債務負担行為」）を設定すること

により、工事量の偏りが分散し、平準化に寄与することとなります。

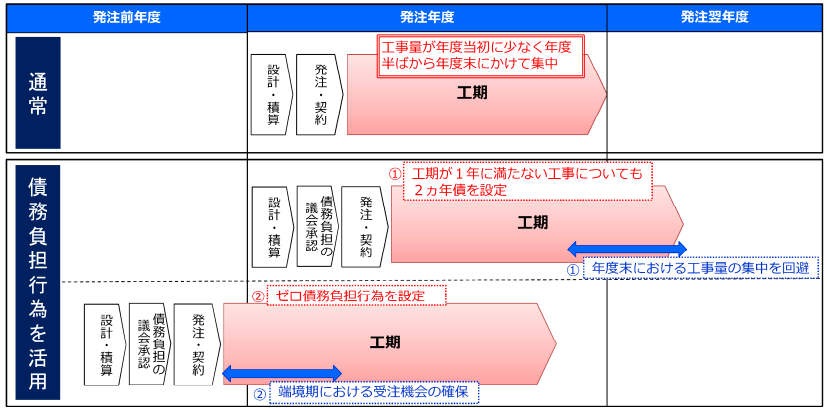


15

## 速やかな繰越手続き

国土交通省

悪天候や用地の関係など、年度内に支出が終わらないやむを得ない事由が発生した場合には、年度末を待つことなく、速やかに繰越手続を開始することにより、受注者は、年度内の完成を早期に見直すことができ、余裕をもって人材・資機材のやりくりを行えるようになります。

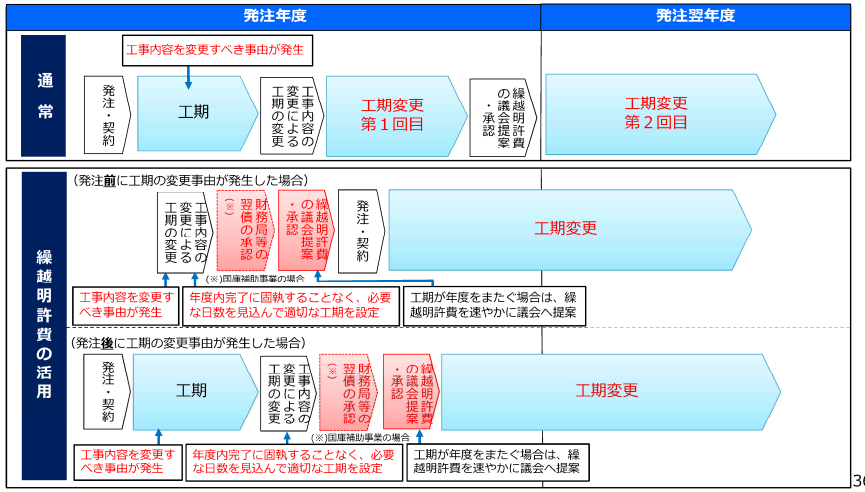


36

## 柔軟な工期の設定（余裕期間制度）

国土交通省

余裕期間制度の活用により、例えば、受注者が工事開始日や工期末を選択しやすくなるなど、受注者は人材や資機材の調整を行いやすくなるため、工事の円滑な施工が見込まれます。

国土交通省における余裕期間制度

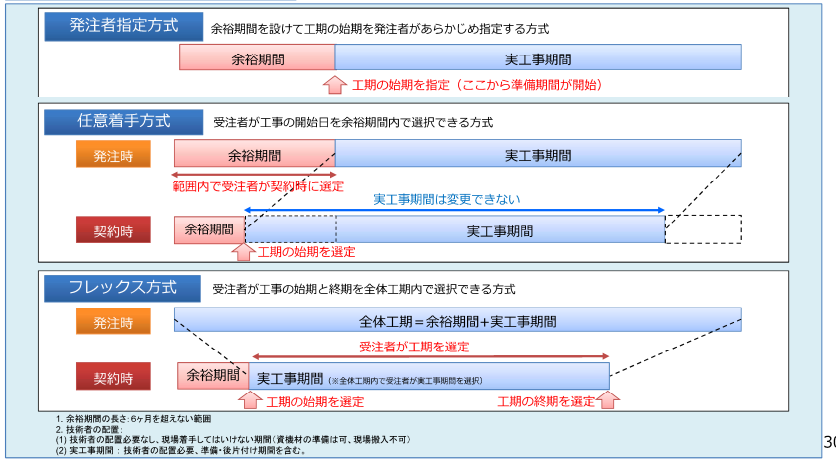


1. 余裕期間の長さ：6ヶ月を超えない範囲
2. 技術者の配置：
(1) 技術者の配置必要なし、現場着手してはいけない期間（資機材の準備は可、現場搬入不可）
(2) 実工事期間：技術者の配置必要、準備・後片付け期間を含む。

30

## 積算の前倒し

国土交通省

発注前年度のうちに設計・積算までを完了させることにより、発注年度当初に積算単価を更新するだけで速やかに発注手続を行うことができます。

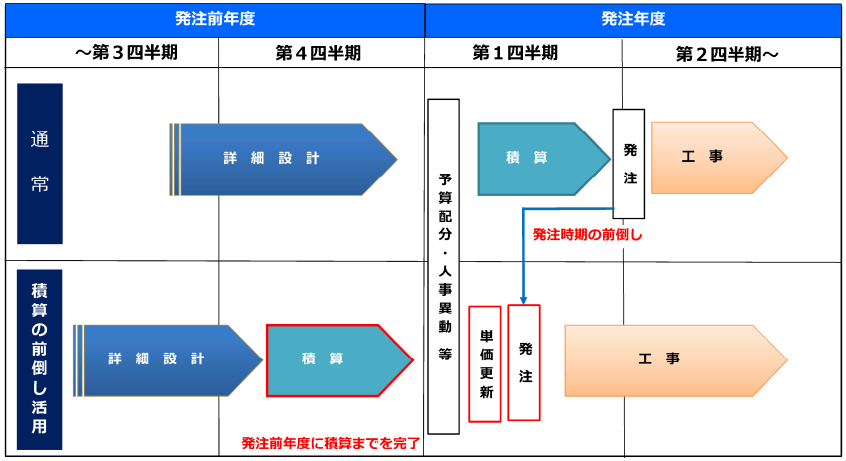


40

# 施工時期の平準化に向けた取組（大分県土木建築部）

## 1. ゼロ県債の活用

従来からのゼロ県債に加え、交付金ゼロ県債も設定

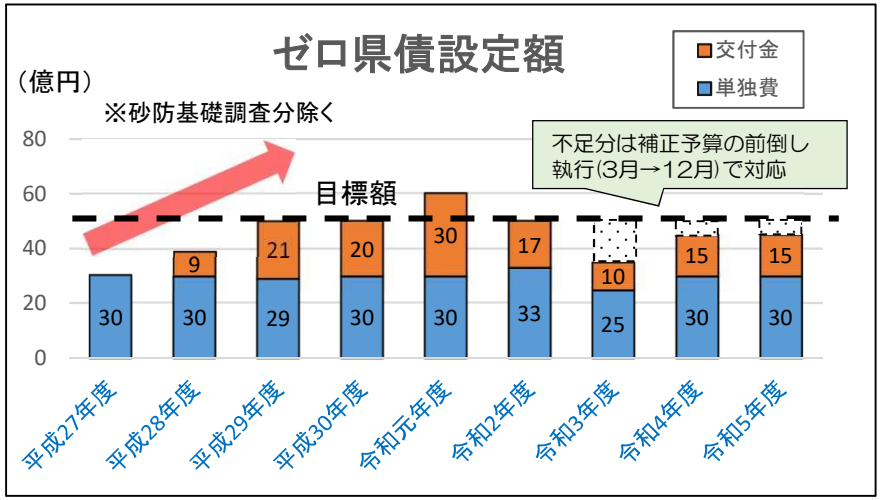


## 2. 債務負担行為の活用

年度を跨ぐことが明らかな工事では、積極的に債務負担行為を活用

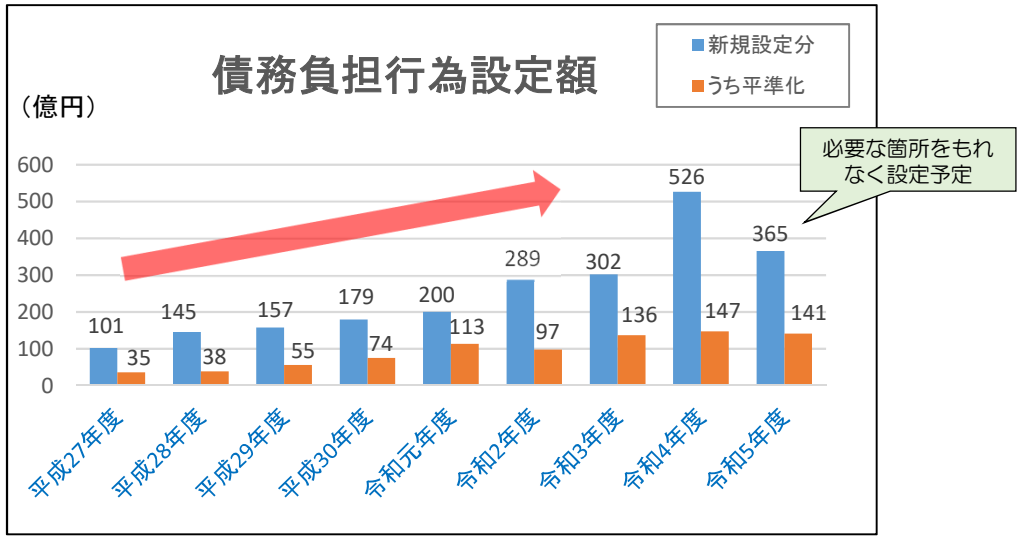


## 3. 繰越早期承認

平成27年度から繰越早期承認を実施

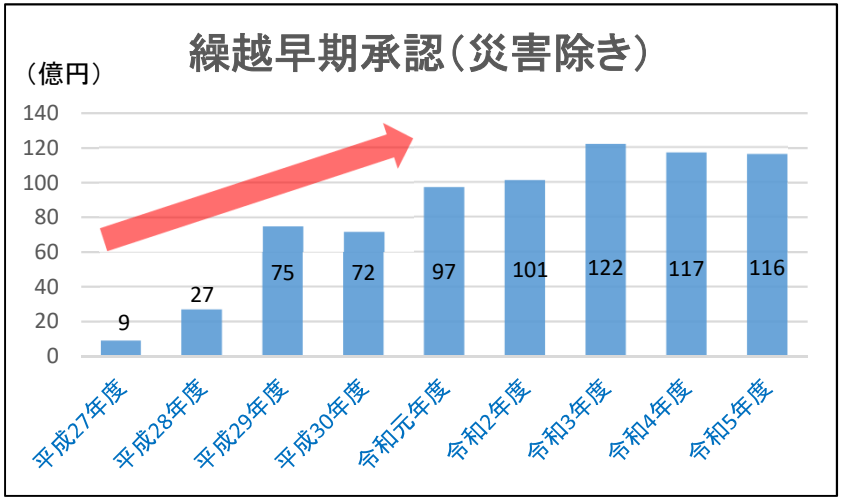


## 4. 余裕期間制度

令和元年12月から余裕期間制度の運用開始
- 発注者指定方式
- 任意着手方式

## 5. 土木建築部公共事業の執行方針

○複数年度に渡る事業執行マネジメント
○施工時期の平準化を見据えた積極的な発注見通しの公表

# 平準化率の状況（都道府県）

## 都道府県の平準化率の状況

平準化率　0.8以上
平準化率　0.7～0.8
平準化率　0.6～0.7
平準化率　0.6未満

$$\text{平準化率（件数）} = \frac{\text{（4～6月期の月平均工事稼働数）}}{\text{（年間の月平均工事稼働数）}}$$

**「一般財団法人日本建設情報総合センターコリンズ・テクリスセンター」登録データを活用**（令和4年度実績）
対　　象：契約金額500万円以上の工事
稼働件数：当該月に工期が含まれる工事の件数

全国平均（都道府県）※：0.80

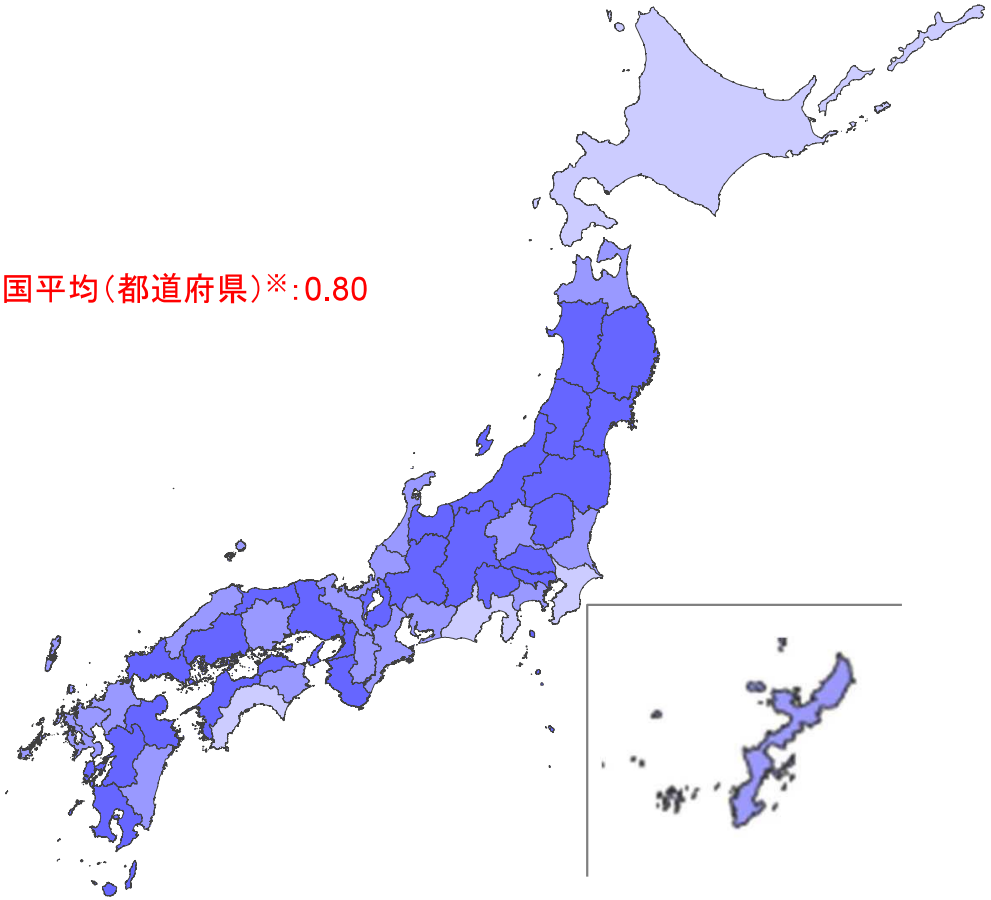

## 都道府県の平準化率一覧

| | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 北海道 | 0.68 | 栃木県 | 0.80 | 石川県 | 0.70 | 滋賀県 | 0.80 | 岡山県 | 0.79 | 佐賀県 | 0.78 |
| 青森県 | 0.73 | 群馬県 | 0.77 | 福井県 | 0.76 | 京都府 | 0.75 | 広島県 | 0.83 | 長崎県 | 0.75 |
| 岩手県 | 0.83 | 埼玉県 | 0.80 | 山梨県 | 0.82 | 大阪府 | 0.81 | 山口県 | 0.83 | 熊本県 | 0.84 |
| 宮城県 | 0.92 | 千葉県 | 0.69 | 長野県 | 0.86 | 兵庫県 | 0.92 | 徳島県 | 0.73 | 大分県 | 0.83 |
| 秋田県 | 0.88 | 東京都 | 0.85 | 岐阜県 | 0.93 | 奈良県 | 0.73 | 香川県 | 0.87 | 宮崎県 | 0.74 |
| 山形県 | 0.87 | 神奈川県 | 0.77 | 静岡県 | 0.68 | 和歌山県 | 0.87 | 愛媛県 | 0.80 | 鹿児島県 | 0.81 |
| 福島県 | 0.85 | 新潟県 | 0.88 | 愛知県 | 0.74 | 鳥取県 | 0.83 | 高知県 | 0.65 | 沖縄県 | 0.78 |
| 茨城県 | 0.76 | 富山県 | 0.82 | 三重県 | 0.75 | 島根県 | 0.79 | 福岡県 | 0.78 | 平均 | 0.80 |

※平準化率の全国平均は、各都道府県の平準化率の単純平均

# 官 公 需 実 績 の 推 移 （ 大 分 県 ）

官公需契約実績（全体）

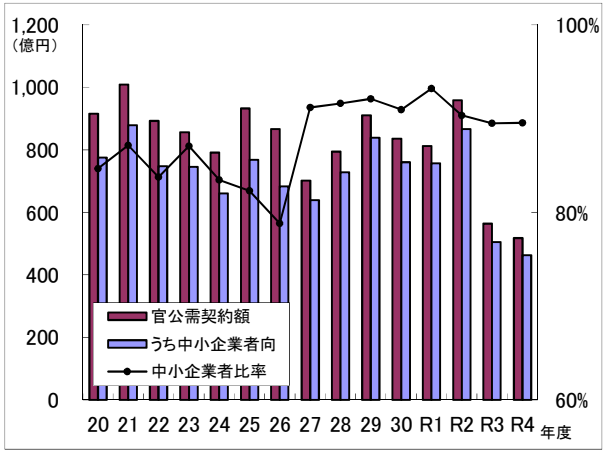


官公需契約実績（工事）

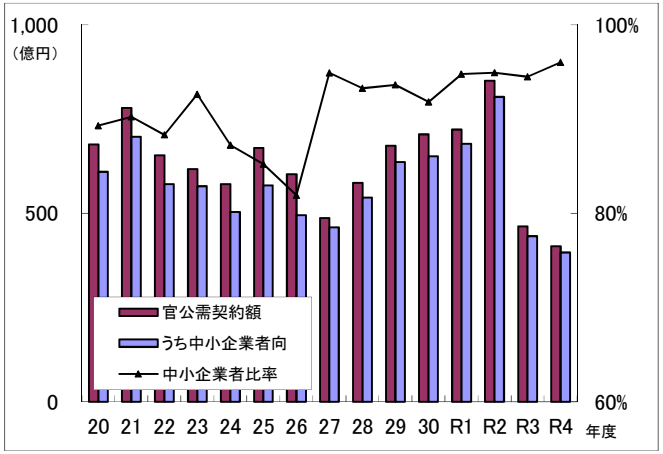


（単位：千円、%）

| 年 度 | 官 公 需 契 約 額 | うち中小企業者向 | 比 率 |
|---|---|---|---|
| 20 | 91,534,269 | 77,500,688 | 84.7% |
| 21 | 100,876,209 | 87,917,867 | 87.2% |
| 22 | 89,247,550 | 74,766,993 | 83.8% |
| 23 | 85,675,813 | 74,602,635 | 87.1% |
| 24 | 79,152,104 | 66,061,813 | 83.5% |
| 25 | 93,292,447 | 76,789,232 | 82.3% |
| 26 | 86,650,124 | 68,295,017 | 78.8% |
| 27 | 70,117,759 | 63,935,341 | 91.2% |
| 28 | 79,468,432 | 72,816,954 | 91.6% |
| 29 | 91,062,616 | 83,877,272 | 92.1% |
| 30 | 83,606,543 | 76,048,476 | 91.0% |
| R1 | 81,166,630 | 75,660,258 | 93.2% |
| R2 | 95,903,495 | 86,654,121 | 90.4% |
| R3 | 56,423,953 | 50,499,041 | 89.5% |
| R4 | 51,766,667 | 46,358,725 | 89.6% |

平均比率

87.7%

（単位；千円、%）

| 年 度 | 官 公 需 契 約 額 | うち中小企業者向 | 比 率 | 占 |
|---|---|---|---|---|
| 20 | 68,291,171 | 60,990,664 | 89.3% | 74.6% |
| 21 | 77,951,169 | 70,333,397 | 90.2% | 77.3% |
| 22 | 65,414,993 | 57,777,189 | 88.3% | 73.3% |
| 23 | 61,716,829 | 57,175,947 | 92.6% | 72.0% |
| 24 | 57,736,554 | 50,363,950 | 87.2% | 72.9% |
| 25 | 67,348,383 | 57,391,186 | 85.2% | 72.2% |
| 26 | 60,401,807 | 49,468,725 | 81.9% | 69.7% |
| 27 | 48,744,857 | 46,262,856 | 94.9% | 69.5% |
| 28 | 58,076,242 | 54,163,082 | 93.3% | 73.1% |
| 29 | 67,980,957 | 63,645,506 | 93.6% | 74.7% |
| 30 | 70,978,644 | 65,168,790 | 91.8% | 84.9% |
| R1 | 72,227,749 | 68,455,701 | 94.8% | 89.0% |
| R2 | 85,176,931 | 80,858,987 | 94.9% | 88.8% |
| R3 | 46,520,027 | 43,963,634 | 94.5% | 82.4% |
| R4 | 41,278,551 | 39,635,563 | 96.0% | 79.7% |

# 官 公 需 実 績 の 推 移 （ 大 分 県 ）

官公需契約実績（物件）

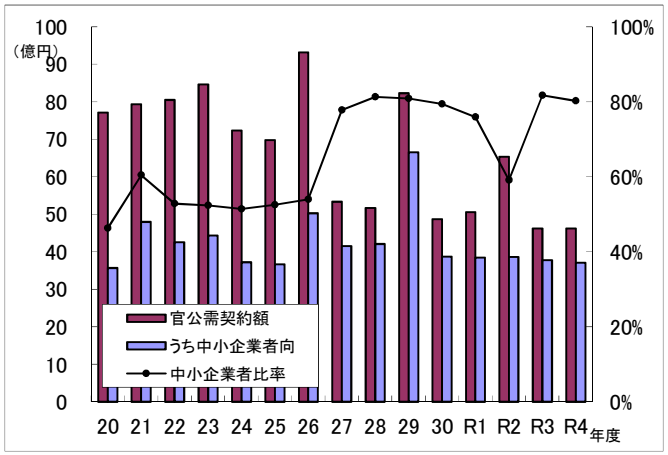


（単位：千円、%）

| 年 度 | 官 公 需 契 約 額 | うち中小企業者向 | 比 率 | 占 |
|---|---|---|---|---|
| 20 | 7,711,758 | 3,570,672 | 46.3% | 8.4% |
| 21 | 7,933,866 | 4,793,905 | 60.4% | 7.9% |
| 22 | 8,049,842 | 4,253,106 | 52.8% | 9.0% |
| 23 | 8,463,764 | 4,433,362 | 52.4% | 9.9% |
| 24 | 7,236,185 | 3,723,597 | 51.5% | 9.1% |
| 25 | 6,981,740 | 3,664,717 | 52.5% | 7.5% |
| 26 | 9,315,164 | 5,027,671 | 54.0% | 10.8% |
| 27 | 5,337,072 | 4,152,362 | 77.8% | 7.6% |
| 28 | 5,169,963 | 4,205,515 | 81.3% | 6.5% |
| 29 | 8,230,294 | 6,655,645 | 80.9% | 9.0% |
| 30 | 4,867,701 | 3,865,658 | 79.4% | 5.8% |
| R1 | 5,061,529 | 3,844,003 | 75.9% | 6.2% |
| R2 | 6,534,655 | 3,864,311 | 59.1% | 6.8% |
| R3 | 4,622,268 | 3,776,683 | 81.7% | 8.2% |
| R4 | 4,625,225 | 3,711,294 | 80.2% | 8.9% |

官公需契約実績（役務）

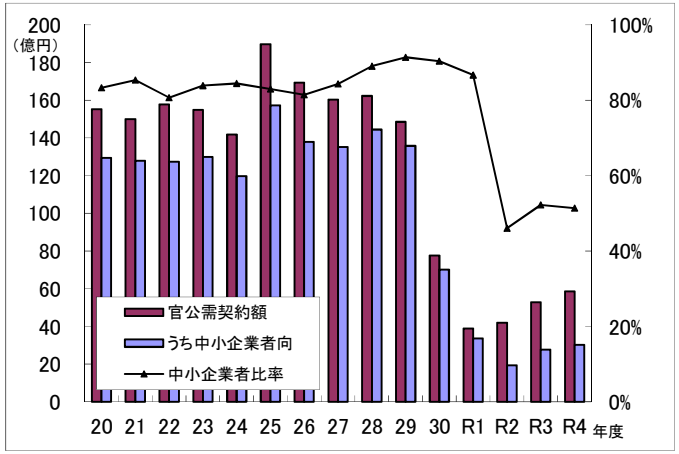


（単位；千円、%）

| 年 度 | 官 公 需 契 約 額 | うち中小企業者向 | 比 率 | 占 |
|---|---|---|---|---|
| 20 | 15,531,340 | 12,939,352 | 83.3% | 17.0% |
| 21 | 14,991,174 | 12,790,565 | 85.3% | 14.9% |
| 22 | 15,782,715 | 12,736,698 | 80.7% | 17.7% |
| 23 | 15,495,220 | 12,993,326 | 83.9% | 18.1% |
| 24 | 14,179,365 | 11,974,266 | 84.4% | 17.9% |
| 25 | 18,962,324 | 15,733,329 | 83.0% | 20.3% |
| 26 | 16,933,153 | 13,798,621 | 81.5% | 19.5% |
| 27 | 16,035,830 | 13,520,123 | 84.3% | 22.9% |
| 28 | 16,222,227 | 14,448,357 | 89.1% | 20.4% |
| 29 | 14,851,365 | 13,576,121 | 91.4% | 16.3% |
| 30 | 7,760,199 | 7,014,029 | 90.4% | 9.3% |
| R1 | 3,877,352 | 3,360,554 | 86.7% | 4.8% |
| R2 | 4,191,909 | 1,930,823 | 46.1% | 4.4% |
| R3 | 5,281,659 | 2,758,724 | 52.2% | 9.4% |
| R4 | 5,862,890 | 3,011,866 | 51.4% | 11.3% |